

相談会実施報告書

1. 相談会名

生活保護 110番～受給権の侵害を許さない～

2. 開催日時

平成25年12月7日(土)午前10時～午後5時

3. 開催趣旨

高齢者世帯の増加、雇用環境の悪化、不十分な社会保障制度の影響等により、生活保護を受給せざるを得ない方々が増える中、今年8月より生活保護基準額が引き下げられ、受給者の方々は、益々の生活困窮を強いられることとなります。また、いわゆる水際作戦を助長及び合法化するような生活保護法の改正法案が先の国会で成立してしまいました。

こうした国の動きの中、本年11月には、県内の12市において、民法上の扶養義務者への扶養の可否確認で、扶養義務者の扶養を受けることが生活保護を受けるための要件と誤解されかねないような文書が使用されていたことが報道されました。これは、生活保護申請者の申請意思を不当に萎縮させるとともに、扶養義務者への不当な調査により生活保護の受給を阻止しようとするもので、明らかに受給権の侵害に当たります。

また、このほかにも、昨年来の酷い生活保護バッシングや、水際作戦を助長及び合法化させる法改正の動き等に便乗し、申請窓口で間違った運用等が行われていることが懸念されます。

そこで、当会では、生活困窮等により、真に生活保護を必要としている方が、当該制度を利用し、安心して暮らせるよう、電話による無料相談を実施致しました。

4. 相談件数

合計 5 件

内訳

(1) 性別	男性 3 名	女性 2 名	
(2) 年齢	50代 2 名	70代 1 名	不明 2 名
(3) 職業	無職 2 名	アルバイト 1 名	不明 2 名

5. 主な相談内容

- (1) 生活保護を受けている。現在の墓地を処分し、亡き夫の供養をお寺に頼むためにその処分代金をお寺に納めるつもりだが、処分代金は収入認定されるのか。

- (2) 住宅ローンがあれば、生活保護は受けられないか。
- (3) 生活保護を受給しながら職を捜しているが、ケースワーカーが就労支援に際し、税金泥棒等の暴言を吐き、また、保護を打ち切るとまで言われている。
- (4) 年金生活で生活が苦しい。持ち家と自動車を保有しているが、生活保護を受けられるか。

6. 実施した感想・コメント・今後の対応

相談件数は伸びなかったものの、受給の要件、収入認定、ケースワーカーの不適切な対応等、様々な相談が寄せられました。

今回の110番では、申請を受け付けない、いわゆる水際作戦に関する相談はありませんでしたが、日頃の相談業務において、申請段階でのあからさまな水際作戦は減少傾向にあるものの、まだまだ申請権の侵害と思われる相談が見受けられます。

また、生活保護法が改正され、申請段階での書類提出の法制化、扶養義務確認の厳格化等が盛り込まれていますが、今回の法改正は、受給のハードルを上げることになり、生活保護の申請が萎縮してしまう恐れがあります。さらに、法改正に伴い不適切な運用等がなされることも考えられ、真に生活保護を必要としている人が利用できなくなってしまうことが懸念されます。

当会では、生活困窮者の方々が、憲法25条で保障されている生存権等を実現し、安心して生活していくために、今後も支援活動等を継続して参ります。